改元に伴う手形・小切手の取扱いについて

平素は東春信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2019 年 5 月 1 日の改元に伴う「手形・小切手」の取扱いに関して、銀行取引においてご留意いただきたい点を取りまとめましたのでご確認いただきますようお願い申し上げます。

■ 改元後における「平成」表記の手形・小切手のご使用について

「平成」表記の手形・小切手は、引続きご使用いただけます。

その場合は、新元号に訂正いただき、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。 訂正印は不要です。

< 例 > 「新元号〇〇 <u>平成1年5月□日」(元年表示でも差し支えありません)</u> なお、「平成31年5月□日」、「平成1(元)年5月□日」の表示でも「新元号1(元)年」 と読替して取り扱います。

■ 改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点

改元前に手形を振り出す際の支払期日の記入は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で問題ありません。

なお、新元号発表から改元までの間(2019年4月1日~2019年4月30日)に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも「新元号」に訂正いただいてもどちらでも構いません。

■ 新元号表記の手形・小切手帳の発行について

新元号表記の手形・小切手帳は、2019年6月3日(月)以降のお申込み分より発行させていただく予定です。

大変申し訳ございませんが、2019年5月のお申込み分は、「平成」表記の手形・小切手帳となります。

ご利用いただいているお客さまにおかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご 理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

